

著作物等のアーカイブ化の促進等に関する主な論点（案）

平成 27 年 2 月 4 日

I. 著作物等の保存に関する著作権法上の論点

1. アーカイブ機能を担う機関において所蔵資料を保存のため複製することについて

(1) 美術館や博物館等において所蔵資料の損傷等を予防するため複製をすること

① 著作権法第 31 条の解釈

- 著作権法第 31 条第 1 項第 2 号は「図書館資料の保存のため必要がある場合」の複製行為に係る権利制限規定である。同号は、例えば、所蔵する貴重な稀覯本の損傷・紛失を予防するために完全なコピーを取っておくという場合についても適用されると解されている¹。美術の著作物の原作品のように代替性のない貴重な図書館資料については、損傷等が始まる前の当該作品が最も良好な状態で後世に当該作品の記録を継承するために複製をすることも、同号によって認められると考えられるのではないか。また、必ずしも美術の著作物に限らず、絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な図書館資料についても、同様に解されるのではないか。
- 記録技術・媒体の旧式化により事実上閲覧が不可能となる場合、新しい媒体への移替えのために複製を行うことも同号により可能であると考えられるのではないか²。
- 法第 31 条第 1 項第 2 号においては、同条第 2 項と異なり、複製物を「原本に代えて公衆の利用に供する」ことは求められておらず、複製物を作成した後も原作品を公衆の利用に供することは可能であると解されるのではないか。

② 複製主体の範囲

- 法第 31 条第 1 項第 2 号の複製主体は「図書館等」に限定されており、著作権法施行令第 1 条の 3 に規定されている。令第 1 条の 3 第 1 項第 4 号の規定により、法令の規定によって設置された美術館や博物館等は「図書館等」に含まれるため、独立行政法人国立美術館や条例によって設置された県立美術館等が複製主体として含まれる。また、同項第 6 号の規定により、文化庁長官の指定を経れば、一般社団法人等が設置する美術館や博物館等も複製主体に含まれ得るが、現在指定を受けている美術館や博物館等はない。

¹ 昭和 51 年 9 月 著作権審議会第 4 小委員会（複写複製関係）報告書 第 2 章 2 「貸出し、閲覧等の業務を行うためには、資料の適切な保存が図られる必要があるため、既に所蔵している資料についての複製が認められるものであって、例えば、欠損・汚損部分の補完、損傷しやすい古書・稀覯本の保存などの必要がある場合に複製を行うことができるものとしているものである。」

² 平成 21 年 1 月 文化審議会著作権分科会報告書 第 3 篇 「記録のための技術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となる場合において、新しい媒体への移替えのためにデジタル化することについても、同規定の解釈として不可能ではないと考えられる。」

—法令の規定によって設置されていない美術館や博物館であっても、その所蔵資料の保存のために複製を行うことが必要な場合もあり得ることから、現在令第1条の3により「図書館等」に含まれていない美術館や博物館等（例えば、博物館法の登録博物館や博物館相当施設）についても複製主体の拡充を検討すべきではないか。

(2) 公共図書館等において所蔵資料の損傷等を予防するため複製をすること

—公共図書館等においても、(1)と同様に、絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な図書館資料（例えば郷土史、証言集、地域雑誌等で国立国会図書館に納本されていない資料）については、損傷等を予防するため、法第31条第1項第2号による保存のための複製が認められると解されるのではないか。

II. 著作物等の活用に関する著作権法上の論点

1. アーカイブのために保存した著作物等の活用について

アーカイブのために保存した著作物等の活用を、民間ビジネスを阻害しない形で促すためにどのような措置を講ずることが可能か。

(1) 公共図書館等の図書館資料で、国立国会図書館が所蔵していないものについて、国立国会図書館が、公共図書館等から複製物の提供を受け、国立国会図書館の送信サービスを通じて、他の公共図書館等において当該著作物を公衆に提示すること

—絶版等資料に該当する図書館資料であれば、法第31条第1項第3号により公共図書館等が国立国会図書館の求めに応じ複製物を提供することが可能。

—国立国会図書館に提供された絶版等資料については、法第31条第2項及び第3項により他の図書館等に自動公衆送信を行うことができるのではないか。

—具体的な運用については、第31条第3項の図書館送信サービスの運用のために国立国会図書館に設置されている協議会にて関係者間で協議を行うことが適当ではないか。

(2) 国立国会図書館から外国の図書館等へ、デジタル化した絶版等資料の送信サービスを提供すること

—外国の施設は、「図書館等」には含まれないことから、法第31条第3項の図書館送信サービスの送信対象とするためには、国立国会図書館の役割や業務の位置づけ等を踏まえ、同項の改正について検討が必要ではないか。

(3) 美術の著作物又は写真の著作物を所蔵する施設が、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介を目的として小冊子に掲載することに加え、デジタルデータを館内の端末を用いて観覧者の閲覧に供すること

- (4) アーカイブのために保存されている美術の著作物等の紹介等を目的として、当該著作物のサムネイルをインターネット上で公衆に提供すること

2. 権利者不明著作物等の活用について

EUにおいて導入されている孤児著作物指令を参考としつつ、我が国において権利者不明著作物等を活用するためにどのような措置を講ずることが可能か。

- (1) 我が国の権利者不明等の場合における裁定制度とEU孤児著作物指令との相違点は何か。また、そこからどのような示唆を得るか。

① 権利者不明著作物等を利用する上で求められる権利者搜索の内容

－我が国で求められる「相当な努力」とEU指令において求められる「入念な調査」には大きな差異は見られないのではないか。

② 権利者不明著作物等を利用した場合における権利者への補償の支払時期

－我が国の裁定制度は事前に補償金を供託することを求めているが、EU指令においては加盟国に裁量があり、権利者が現れた場合に補償金を支払うことが可能。

－我が国においても、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことが期待できる公的機関については、事前供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を検討すべきではないか。

－我が国の裁定制度は、商業利用も可能であり、EU指令よりも権利者不明著作物等の活用の射程が広い制度となっており、民間事業者との条件が公平なものであるかにも留意すべきではないか。

③ 第三者による権利者不明著作物等の利用

－我が国の裁定制度は、一度裁定を受けた著作物であっても裁定を受けた利用方法以外の方法で別途利用する場合には、改めて権利者搜索を行った上で裁定を受ける必要があるが、EU指令では、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）のデータベースを検索して利用する著作物等が孤児著作物として登録されていれば、利用機関の情報や利用方法を登録することで利用が可能。我が国についても、一度権利者不明著作物として裁定を受けた著作物で権利者不明状態が継続しているものについては、過去の調査結果の援用あるいは調査要件の緩和を認めてはどうか。

－その際、これまで裁定を受けた全著作物について、検索可能な形でインターネット上に公開する必要があるのではないか。

④ その他の利用手続（裁定手続と登録手続の違い等）

－我が国の裁定制度は文化庁長官の裁定行為が必要となるが、EU指令の場合には、登録手続で済む。

- －我が国裁定制度においても、文化庁長官が裁定を行うに当たっては、添付された疎明資料等から判断している。また、大量の著作物等に係る裁定申請を1件にまとめて行うことも可能である。さらに、申請中利用も認められており、EUと比較して、裁定手続であることによる実質的な負担に大きな差があると言えるのか。

3. 著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化について

アーカイブ化の促進や権利者不明著作物に限定しない、著作物等の利用におけるより広射程の論点として、著作物等の流通を推進するためにどのような権利処理円滑化の措置を講ずることが可能か。

(1) 拡大集中許諾制度について

- －権利者不明著作物も含め大量の著作物等の権利処理を行う上で、利用者にとっては窓口の一元化や権利者検索費用、取引費用の低減といった観点から利便性の高い制度であるが、前提として権利の集中管理の進展が必要となるため、その進展状況等を踏まえつつ検討することが適当ではないか。

(2) 著作物等の権利情報の集約化について

- －管理事業者や権利者団体にて管理されている著作物等については、権利情報がある程度まとまっているが、著作物等の分野ごとに情報の集約度にはばらつきがあり、また、複数分野にまたがる著作物については、それぞれの分野で情報が管理されている。
- －複数分野にまたがる著作物や一般ユーザーが創作した著作物等の利用の円滑化も踏まえると、著作物の権利情報を集約したデータベースや権利処理のプラットフォームとなるポータルサイト等の構築が必要ではないか。

(以上)